

特定公益増進法人に対する寄附金に対する税務上の取扱

(1) 普通法人のケース

特定公益増進法人に対する寄附金の額のうち、一般の寄附金の損金算入限度額に相当する金額以内の金額は、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入することができる。

・一般寄附金損金算入限度額

$$\left[\begin{array}{l} \text{事業年度の} \\ \text{所得金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{損金経理の} \\ \text{寄附金} \end{array} \right] \times \frac{2.5}{100} \left. \vphantom{\left[\begin{array}{l} \text{事業年度の} \\ \text{所得金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{損金経理の} \\ \text{寄附金} \end{array} \right]} \right\} \text{合計} \times 1/2 \cdots \text{①}$$
$$\text{資本金等の額} \times \frac{\text{月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000}$$

・特定公益増進法人に対する寄附限度額

$$\left. \begin{array}{l} \text{特定公益増進法人に対する寄附金の額} \\ \text{上記一般寄附金損金算入限度額} \end{array} \right\} \text{低い方} \cdots \text{②}$$

①と②の合計額が損金算入限度額となる。

(2) 個人のケース

納税者が特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合には、一定の所得税控除を受けることができます。(寄附金控除)

次のいずれか低い方の金額－5,000円＝寄附金控除額

イ. その年に支出した特定寄附金の合計額

ロ. その年の総所得金額等の30%相当額